

感染症法^{※1}の改正について

改正感染症法第10条の2に基づき、都道府県連携協議会を設置し、新型インフルエンザ等感染症などの発生時又は発生に備え、県全体の感染拡大防止対策に加え、入院調整の方法、医療人材の確保、保健所体制、検査体制や基本方針、情報共有のあり方などを協議し、保健所設置市をはじめとする市町や関係団体等との連携を図り、「県感染症予防計画」の見直しを行っていく。

※1 感染症法：感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

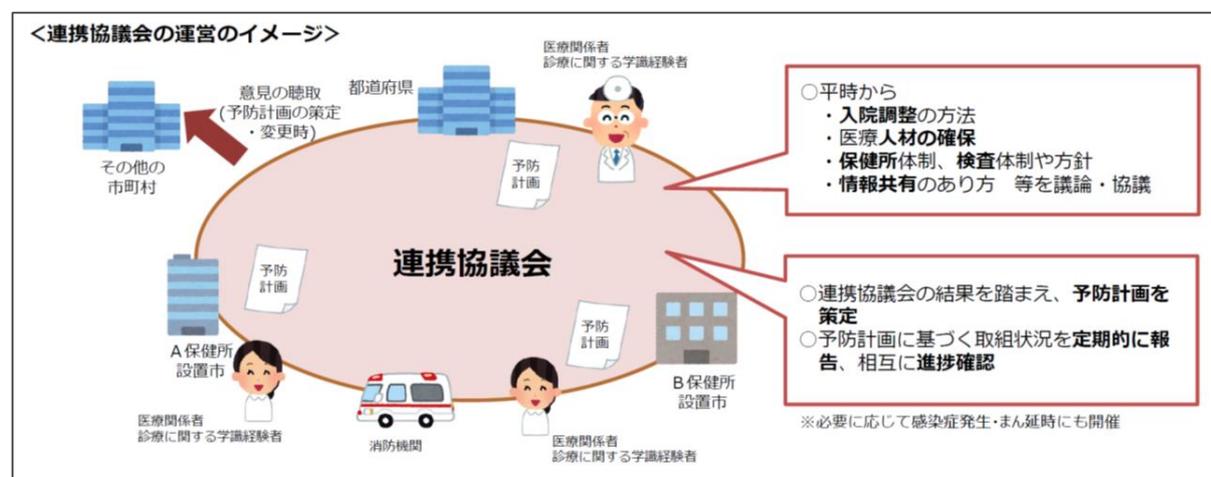
1 都道府県連携協議会の設置

協議会では入院調整の方法、医療人材の確保、保健所体制、検査体制や方針、情報共有のあり方などについて、平時から議論・協議し、その結果を踏まえて、「県感染症予防計画」を見直していく。

また、同予防計画に基づく取組状況を定期的に報告、相互に進捗を確認していく。

<協議会の概要>

	内容	備考
予定構成員	①県、②保健所設置市、③感染症指定医療機関、④診療に関する学識経験者の団体、⑤消防機関など	25名程度
開催回数	年4回開催予定（協議会2回、部会2回）	



2 感染症予防計画の改正への取り組み

(1) 県の取り組み

時期	内容
令和5年度	都道府県連携協議会で「県感染症予防計画」の内容（R6.4月施行予定の「医療措置協定 ^{※2} 」等の対策に取り組む）を協議
令和6年度	⇒計画を早期に見直し、公表を目指す。
令和7年度	⇒計画の実施状況等を把握し、必要に応じ見直しを行う。

※2 医療措置協定：平時から、感染症予防計画に基づき、新興感染症等発生時における入院病床や外来体制の確保、人材派遣など、あらかじめ県と医療機関が協定を締結し、有事の際に確実に履行していく仕組み。

(2) 保健所設置市

保健所設置市（神戸市、姫路市、尼崎市、西宮市、明石市）においても、新たに感染症法に基づく「予防計画」の策定が必要となる。

3 新興感染症対策に係る調査、分析

今般の新型コロナウイルス感染症（新興感染症）に係る課題や有効な対策を検証するため、医療機関、高齢者施設等の関係機関及び県民に対してインターネットによるアンケート調査を実施し、集計、分析を行い、新興感染症対策を講じるための必要不可欠な基礎資料とする。

県感染症予防計画や新型インフルエンザ等対策行動計画等の見直しに活用する。

<各計画の比較>

種類	感染症予防計画	新型インフルエンザ等対策行動計画
根拠法令	感染症法	特措法 ^{※3}
趣旨	感染症法に基づく諸対策について、平時からの備えを確実に推進するための計画（計画の内容を大幅に見直す予定）。	パンデミック等の緊急事態時に期間や目的等を限定し、集中対処するための計画。
予定時期	令和6年度中を目標	国計画の改定後を目途

※3 新型インフルエンザ等対策特別措置法

4 改正感染症法等説明会の実施

新感染症サーベイランスシステム^{※4}の医療機関利用（感染症指定医療機関は義務）を促進し、令和6年4月1日改正予定の感染症法第36条の3に規定する「医療措置協定」の締結を円滑に進めるため、医療機関を対象とし説明会を開催する。

開催回数	内容
1回	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 医療機関等への個別通知による新規ID申請の推進 〔 感染症法に基づく届出対象医療機関と動物病院が約2,300か所（保健所設置市除く）あり、この対象機関へ周知を行う。 〕 ▶ 医療協定措置等に係る説明

※4 医療機関から感染症法に基づく発生届の提出並びに感染者情報等の把握及び管理をインターネット回線及びPC端末により支援する仕組み。（従来は保健所が代行入力）

【現行システム】……アナログ対応
医療機関⇒FAX等で県へ届出

【新システム】……同意が必要
医療機関で電子入力（県は届出確認）